

# コーポレート ガバナンス 基本方針

VER.1

制定：2024年5月22日

リガク・ホールディングス株式会社

---

# コーポレートガバナンス基本方針

リガク・ホールディングス株式会社(以下「当社」といいます)は、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を実現することを目的として、このコーポレートガバナンス基本方針(以下「本基本方針」といいます)を定めます。

## 第1章 基本的な考え方

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第1条 当社グループは、「科学技術の進歩を通して人類社会の発展に貢献する」を創業以来の企業理念としています。

また、顧客・ビジネスパートナー、仲間(従業員)、地域社会、株主その他のステークホルダーから信頼を得て良好で円滑な関係を維持しつつ、様々な社会課題の解決に取り組むことが、持続可能な社会の実現につながり、ひいては中長期的な企業価値の向上に資すると考え、そのための行動準則として「Mission Vision Value」および「リガク・グループ行動規範」を定めています。

当社グループは、この企業理念・行動準則に則り、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の構築に努めます。

1. 様々なステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーと適切に協働すること
2. 株主の権利を尊重し、平等性を確保すること
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保すること
4. 取締役会等が受託者責任・説明責任を踏まえ、求められている役割・責務を適切に果たすこと
5. 中長期的な投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行うこと

## 第2章 様々なステークホルダーとの関係

### (様々なステークホルダーとの関係)

第2条 当社グループが顧客・ビジネスパートナー、仲間（従業員）、地域社会、株主その他のステークホルダーから信頼を得て継続的に発展できるように、取締役会は、「Mission Vision Value」等の行動準則が広く実践されているか否かについて、定期的に（必要に応じて臨時に）レビューを行います。

- 2 当社は、様々なステークホルダーとのコミュニケーションによって、当社グループの果たすべき社会的責任を把握し、事業を通じて社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題を解決することに努めます。

### (労働環境の整備・人権と多様性の尊重)

第3条 当社グループは、持続的な成長のためには様々な経験・技能・属性といった多種多様な視点・価値観が必要であることを認識しています。そのため、女性・外国人・中途採用者などの活躍促進を含め、社内における人材の多様性の確保を推進するとともに、当社グループで働く人々はもとより、サプライヤーを含むすべてのビジネスパートナーにおける人権を尊重し、その状況の開示に努めます。

### (内部通報)

第4条 当社グループは、コンプライアンス経営の強化を図るため、法令違反および倫理違反の早期発見を図る内部通報窓口（経営陣から独立した窓口を含みます）を設置し、全グループ会社の従業員等の通報者が不利益な取扱いを受けることのないよう適切な体制を整備します。

### (株主の平等性の確保)

第5条 当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で格差が生じないよう適切に情報を開示します。

- 2 当社は、定時株主総会の招集にあたり、株主が総会議案に対する十分な検討期間を確保でき、かつ、適切に議決権を行使することができるように、情報の正確性が担保された招集通知を早期に発送するとともに、東京証券取引所、議決権電子行使プラットフォームおよび当社ウェブサイトにおいて当該招集通知を開示します。また、外国人株主の利便性向上のため招集通知の英語版を作成し、当社ウェブサイト等に掲載します。
- 3 当社は、できる限り株主総会を他社と異なる日に開催することや、議決権電子行使プラットフォームを利用するなど、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努めます。
- 4 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを希望する場合には、信託銀行等と協議しその可否を判断します。
- 5 当社は、相当数の反対票が投じられた会社提案議案を含み、株主総会における議決権行使結果を真摯に受け止め、取締役会で分析・検討し、必要に応じて株主との対話その他の対応を行います。

### (資本政策)

第6条 当社は、中長期の経営視点から成長投資の推進および財務健全性の確保とのバランスを重視します。また、業績に応じた配当を行い、配当性向の維持・向上にも努めます。

#### (政策保有株式)

第7条 当社は、原則として政策保有株式を保有しません。ただし、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するため、重要な取引先との長期的・安定的な相互協力関係の構築・強化や、当社グループの競争力・収益力の向上を図るために必要と判断する場合、例外的に保有する場合があります。

- 2 当社は、政策保有株式を保有した場合であっても、取締役会での検証の結果、中長期的な経済合理性・将来見通しが認められず政策保有に関する方針と整合しないと判断された株式については、適宜・適切に売却するよう努めます。
- 3 政策保有株式の議決権の行使については、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、ならびに投資先の株主共同の利益に資するものであるかを取締役会、経営会議等で総合的に判断し、適切に行行使します。
- 4 当社の株式を保有する政策保有株主から売却等の意向が示された場合は、当該株主の意思を尊重して適切に対応します。

#### (公開買付)

第8条 当社は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断については、最終的には株主の意思に委ねられるべきものと考えます。また、当社は、大量買付行為であっても、当社グループの中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

#### (関連当事者間の取引の防止)

第9条 当社グループは、原則として、取締役その他関連当事者との間で取引を行いません。

- 2 当社グループは、取締役その他関連当事者との間で取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害することがないことを検証し、あらかじめ当社の取締役会の承認を要するものとします。なお、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合には速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得るものとします。

## 第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### (情報開示)

第10条 当社は、財政状態・経営成績等の財務情報、経営理念・経営戦略等の非財務情報、経営陣幹部・取締役の報酬決定方針・手続、その他社会・環境面に係る情報(サステナビリティへの取組み、人的資本や知的財産への投資等を含みます)について、法令および東京証券取引所の規則に基づく開示を適切に行うとともに、これら以外においても、ステークホルダーに対してわかりやすい情報発信を主体的に行います。

- 2 当社は、情報の開示にあたり、日本語版のみならず英語版も作成する等、株主間において実質的な情報格差が生じないように十分に留意します。

(経営計画等の公表)

第11条 当社は、経営計画等の公表に当たっては、株主構成・資本コストや、収益計画・資本政策の基本方針を踏まえた収益力・資本効率等に関する目標とともに、事業ポートフォリオの基本方針とその見直し状況や経営資源の配分等に関する実行計画を、わかりやすい言葉で明確かつ論理的に説明を行うよう努めます。

## 第4章 コーポレートガバナンスの体制

### 第1節 機関設計

(機関設計)

第12条 当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択します。

- 2 当社は、業務執行と経営監督機能の分離を明確にするため執行役員制度を導入するとともに、取締役会における委任の範囲内において取締役会の進行および意思決定を円滑にするため、あらかじめ取締役会付議事項等の議題について審議・検討を行う経営会議を設置します。

### 第2節 取締役会の責任

(取締役会の役割・責務)

第13条 取締役会は、株主からの委託を受け、法令・定款および当社内部規程の定めるところにより経営戦略、経営計画その他当社の重要な意思決定および業務執行の監督を行い、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に責任を負います。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、法令・定款等に従って、取締役・監査役・執行役員の指名・選解任、取締役・執行役員の報酬および重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮して、経営の公正性・透明性を確保します。
- 3 取締役会は、当社グループが直面する重大なリスクを把握・評価のうえ、当社グループおよび様々なステークホルダーにとって最善の意思決定を行います。
- 4 取締役会は、経営各層が決定すべき事項についての権限基準を定めて各職位の権限を明確にするとともに、迅速な意思決定を図ります。

(指名評価報酬委員会の設置・役割)

第14条 当社は、役員選任や報酬決定の客観性・透明性を担保するとともに、効率的かつ実質的な議論を行うため、取締役会の諮問機関として任意の指名評価報酬委員会を設置します。指名評価報酬委員会は、経営から独立した立場で審議するために、過半数を独立社外取締役で構成します。

- 2 指名評価報酬委員会は、法令・定款等に従って、取締役・監査役・執行役員の選定方針を策定のうえ、それらの選解任に係る事項に関して審議し、取締役会に答申します。
- 3 指名評価報酬委員会は、取締役会からの委任を受け、取締役・執行役員の報酬体系に関する方針を策定のうえ、それらの報酬に係る事項等を審議・決定します。

#### (独立性要件)

第15条 当社は、会社法上の要件および東京証券取引所の独立性基準を踏まえ、「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、この基準に沿って、独立社外取締役および独立社外監査役を選任します。

2 「社外役員の独立性に関する基準」は、任意の指名評価報酬委員会が立案し、取締役会にて審議・決定のうえ、株主総会参考書類等で公表します。

#### (独立社外取締役の役割)

第16条 独立社外取締役は、その独立性ある立場から、取締役会の判断・行動の公正性をより高めるため様々な観点での質疑・意見により、取締役会における議論の活性化、適切な意思決定や監督の実施等の機能を果たし、コーポレートガバナンスの充実を図るとともに、様々なステークホルダーの意見を取締役に反映します。

2 独立社外取締役は、その役割を果たすために、必要に応じて当社に対し情報提供を求めるとともに、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行います。

3 独立社外取締役の兼職の状況は、株主総会の招集通知および有価証券報告書に記載します。

4 取締役会の実効性向上に向け、独立社外取締役が取締役会での議論の質を高めるために必要な理解を深めるとともに、自由に協議を行う場として、すべての独立社外取締役のみを構成員とする会議体を設置します。

5 当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為が発生する場合には、当社グループの企業価値の向上の観点から、その公正性および合理性を確保するため、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置し、客観的な視点に立った意見を適切に得た上で、当社の少数株主の利益を害することのないよう審議・検討します。

### 第3節 取締役会の有効性

#### (取締役会の構成)

第17条 当社の取締役会の員数は3名以上とし、その3分の1以上は、独立社外取締役とします。

#### (内部統制)

第18条 取締役会は、当社グループの業務および財務報告の適正を確保し、健全な経営体制の構築を推進するため、内部統制部門や、リスク管理・コンプライアンス等に関するグループ横断的委員会を設置し、当社グループの内部統制、リスク管理、コンプライアンスの確保等のための体制とその運用状況を監督します。

#### (役員の選任・解任手続)

第19条 取締役会は、取締役・監査役・執行役員の指名にあたっては、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するよう、任意の指名評価報酬委員会の答申をもとに、ジェンダー・国籍・職歴・年齢などのダイバーシティや候補者のスキルを考慮し、当社の役員等として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を指名します。とりわけCEOについては、当社グループにおける最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた者を選任します。

2 経営陣幹部に解任すべき事情(特にCEOについては、重大な不祥事・著しい経営不振など)が生じた場合は、取締役会が解任を決定します。なお、取締役の解任は、任意の指名評価報酬委員会の答申をもとに、会社法および当社が定める規程に従って行います。

#### (取締役の責務)

第20条 取締役は、就任するにあたり、関連法令、定款、取締役会規程その他内部規程とともに、その職責を十分に理解します。

- 2 取締役は、その職務を執行するにあたり、十分な情報を能動的に収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くします。
- 3 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社グループおよび様々なステークホルダーのために十分な時間を費やし、その職務を遂行します。

#### (後継者計画)

第21条 当社は、CEO等の後継者計画については、手続の客観性・適時性・透明性を確保するため、最低でも年に1回は、任意の指名評価報酬委員会で後継者候補(社内・社外を問いません)が相応しい資質を有するかを十分な時間をかけて審議し、その答申を踏まえ取締役会で決定します。

- 2 取締役会は、後継者人材の育成が、当社グループにおける重要な職務の経験等を通じて計画的に実施されるよう、適切に監督します。

#### (取締役会の実効性評価)

第22条 当社は、取締役会全体の実効性について、毎年、外部機関を活用した分析・評価を行い、その結果の概要を適時・適切に開示します。

#### (取締役会運営に係る支援体制等)

第23条 当社は、取締役会における十分な議論が可能となるよう、適切な人員および予算が付与された取締役会事務局を設置します。

### 第4節 監査役・監査役会の責任

#### (監査役・監査役会の役割・責務)

第24条 監査役および監査役会は、当社グループの持続的な企業価値の向上に向けての健全性を確保するため、取締役会から独立した機関として、法令に基づき当社グループの事業についての報告請求、業務・財産状況の調査等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、当社グループの内部統制体制、業績・財務状況等について監査を実施します。

- 2 監査役および監査役会は、前項の責務を通じ、必要に応じて取締役等に対し能動的・積極的な意見の表明に努めます。
- 3 監査役会は、その職務を補助する使用人を設置する等、各監査役による監査の実効性を確保するための体制整備に努めます。
- 4 当社は、法令・定款の定めるところにより、監査役の員数を3名以上とし、そのうち半数以上を独立社外監査役とします。なお、監査役の任期は、会社法上の定めによるものとします。
- 5 監査役および監査役会は、会計監査人および内部監査部門と連携し、監査役会の機能発揮に努めます。

#### (独立社外監査役)

第25条 独立社外監査役は、監査の独立性および中立性を高めるため、中立の立場から代表取締役および取締役会に対し、客観的な監査意見を述べます。

2 独立社外監査役の兼職の状況は、株主総会の招集通知および有価証券報告書に記載します。

#### (会計監査人の役割・責務)

第26条 会計監査人は、財務報告の信頼性を担保することを任務として、実効的なコーポレートガバナンスの実現に重要な役割を担い、株主や投資家に対して責務を負います。

2 会計監査人は、独立性と専門性を確保したうえで、監査役会および内部監査部門と連携し、適正な監査を行うことができる体制を確保するとともに、経営陣幹部との面談を定期的実施します。

#### (監査役会と会計監査人および内部監査部門との関係)

第27条 監査役会は、会計監査人および内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保します。

2 監査役会は、会計監査人の評価基準および選任基準を策定のうえ、会計監査人が独立性と専門性を有しているかを確認します。

3 監査役会は、会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、適時・適切に対応します。

4 監査役会は、会計監査人および代表取締役との面談を定期的実施します。また、独立社外取締役と定期的に会合を持つなど、当社グループの重要課題等について情報交換と認識共有を図るよう努めます。

### 第5節 執行体制

#### (経営会議)

第28条 経営会議は、取締役会の委託を受けた当社グループの業務執行に関する重要な事項の審議を通じて、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に責任を負います。

#### (執行役員の責務)

第29条 執行役員は、取締役会規程の定めにより取締役会で選任され、取締役会で意思決定された事項について執行する役割を担います。

2 執行役員は、取締役とともに経営責任の一翼を担うことを自覚し、誠実かつ忠実にその職務を全うする責務を負い、もって当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に努めます。

### 第6節 報酬制度

#### (報酬の方針)

第30条 役員報酬は、業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針とします。

2 取締役の報酬は、株主総会において承認された総報酬額の範囲において、役員報酬規程および業績指標に対する達成度をもとに、任意の指名評価報酬委員会において慎重に審議し決定します。

3 監査役の報酬は、株主総会において承認された総報酬額の範囲において、監査役会の協議で決定します。



(業務執行取締役・執行役員の報酬)

第31条 業務執行取締役・執行役員に対する報酬は、固定報酬、短期業績連動報酬および中期業績連動報酬で構成します。

2 固定報酬および短期業績連動報酬は、毎年各人ごとに見直しを行います。

- 固定報酬は、役割の大きさや責任の範囲に基づき決定します。
- 短期業績連動報酬は、毎年度の経営計画に基づき定めた業績指標に対する達成度に連動して、固定報酬額に対し定められた上限の範囲内で決定します。

3 中期業績連動報酬は、中長期的な業績目標の達成度や株価等に応じて決定します。

## 第7節 取締役・監査役の特レーニング

(特レーニング方針)

第32条 当社は、全ての取締役・監査役の就任に際して、当社グループの事業・財務・組織等の必要な知識を習得し、取締役・監査役として求められる職務と職責を理解する機会を提供し、在任期間中も、個々の取締役・監査役に適合した特レーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。なお、当社は、この特レーニングの方針を開示します。

## 第5章 株主との対話

(株主との建設的な対話)

第33条 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を積極的に実施するとともに、IRを担当する役員が統括して、それを促進するための体制整備に努めます。

- 2 株主との対話は、社長、担当取締役、担当執行役員および関連担当部門が対応します。ただし、株主の希望と面談の主な関心事項も考慮し、合理的な範囲で社外取締役を含む取締役または監査役が対応することもあります。
- 3 株主との対話を建設的なものとするため、IR、経営企画、総務、財務、経理、法務等の関係部門間で情報共有や各々の専門的見地に基づく意見交換を適宜行い、有機的に連携します。
- 4 株主との対話は、個別面談に加え、決算説明会、中期経営計画説明会やスモールミーティング等の開催等、対話手段の充実に努めます。また、対話の前提となる情報開示を積極的に実施するとともに、対話のツールである「統合報告書」の内容拡充に努めます。
- 5 株主との対話において寄せられた意見等は、取締役会または経営会議において吟味し、あらためて様々なステークホルダーに経営方針の理解を得られるように努めます。
- 6 株主との対話にあたり、情報開示の公平性に十分留意するとともに、インサイダー情報を適切に管理します。

以上

## 付則

付則1. 本基本方針は、必要に応じて適時・適切に見直し、取締役会の決議を経て改定し、速やかにその内容を開示する。